

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

新居浜市立多喜浜小学校

令和6年4月1日改定

1 学校の内じめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

従って、本校では全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止のための方策を行う。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止対策年間計画

一学期	生徒指導委員会 (月一回)	きずなアンケート (月一回)	教育相談 (学期一回)	人権教育の充実	いじめ防止対策委員会	緊急生徒指導委員会	職員会での共通理解
二学期							なかま集会
三学期							なかま集会
							年間指導計画の検証・改善 小中連携のための情報交換会の実施 振り返り・来年度への課題・対策

※「いじめ防止対策委員会」…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任

※「緊急生徒指導委員会」…「いじめ防止対策委員会」の他に必要に応じて、「PTA会長」「学校評議員」「公民館長」「教育委員会担当者」「民生委員」「外部専門家」の参加を依頼する。

4 未然防止のための取組

- 学級経営の充実
一人一人の違いを互いに認め合うことのできる仲間づくりを行う。
- 人権・同和教育の充実
児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに全教育活動を通して人権意識の高揚を図る。
- 道徳教育の充実
自分自身の生活や行動を振り返り、人間性豊かな心を育てる。
- 特別活動・体験活動の充実
児童の主体的な活動が展開されるように工夫し、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育てる。
- 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
ユニバーサルデザインの授業を実践する。また、ICTを活用した視覚に訴えかける教材提示を心掛ける等、指導方法の工夫改善に取り組む。
- 表現力、コミュニケーション能力の育成
言葉の引き出しを増やすことを通して、表現力を中心としたコミュニケーションの能力の育成に取り組む。
- 相談体制の整備（教育相談の充実）
毎学期の定期的な教育相談はもちろんのこと、必要に応じていつでも、だれでも相談にのれる体制を整備し、保護者にも機会を捉えて知らせる。また、毎月行う「きずなアンケート」等で情報を収集し、臨時に児童と相談を行うことができるようにする。
- 発達障がい等への共通理解
発達障がいのある児童に対する、からかい等からのいじめへの発展を防止するために、教職員における障がい特性の理解や具体的関わり方の研修を行う。それらの共通認識のもと、児童一人一人に対して愛情ある温かい学級経営や教育活動を展開する。
- 校内研修の充実
本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解・協力した指導体制を確立する。
- 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）
PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、いじめ問題の深刻さや家庭教育の大切さを理解してもらう。
- 情報モラル教育の徹底
インターネット上での誹謗中傷・いじめ等防止のための情報モラル教育を徹底し、情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度を養うことができるようにする。児童の携帯電話やスマートフォン、パソコン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

5 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

- 日々の観察
休み時間や昼休み、放課後などに、児童の様子に目を配り、グループ内の関係の変化や気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、児童間の関係を早めに修復する。
- アンケートの実施
毎月「きずなアンケート」を実施し、いじめに関する情報を収集する。アンケートは家庭に持ち帰り実施し、保護者に確認をしてもらったうえで回収する。
- 情報の共有
気になったことは、管理職へ伝え、教職員間での話題とするように心掛ける。教職員は勿論校外の方々からの情報を共有し合い、隠れたいじめの発見につなげる。

6 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、すぐに、その場で、いじめを止めるとともに「被害児童の保護」を優先する。その後、関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(2) 事実確認・情報共有

正確な実態を把握するため、当事者双方から個別に聞き取りを行い記録を取る。関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。そして、その情報を「いじめ防止対策委員会」や「緊急生徒指導委員会」に報告する。

(3) 組織での対応（指導体制、方針の決定）

委員会を招集し、指導体制や指導の方針を決定する。また、関係教職員の具体的な役割分担を行う。委員会での決定事項を全教職員で共通理解する。同時に、教育委員会への報告・連絡・相談をするなど関係諸機関との連携を図る。

(4) いじめの当事者児童への指導

何よりもまず、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護し、安全安心を確保する。いじめられた児童に対しては、つらい気持ちを受け入れ共感することで安心させる。また、「必ず解決すること」「最後まで守りぬくこと」を伝える。いじめた児童に対しては、いじめは人として絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で伝えるとともに、いじめた状況や気持ちをよく聞き、児童の背景にも留意して指導する。

(5) 保護者に対する説明、支援

いじめられた児童の保護者には、その日のうちに家庭訪問などで直接事実関係を正確に伝える。そして、家庭と連携していじめの解決に向けて取り組むことを伝え、些細なことでも学校に連絡して欲しい旨を連絡する。保護者の不安やつらい気持ちに配慮して対応する。いじめた児童の保護者には、正確な事実関係といじめられた側のつらい気持ちを伝え、事の重大さを理解してもらおう。いじめが許されない行為であることを伝えるとともに、家庭での指導を依頼する。また、解決に向けて、学校と家庭が連携して取り組んでいくことを伝え、協力を得る。

(6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

児童の生命・身体の安全が脅かされる場合、暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、直ちに地域の警察に通報する。

(7) 懲戒・出席停止

重大ないじめが発生し、学校全体で組織的に対応し関係機関とも連携して指導をしたにもかかわらず解決できない場合、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障する観点から、校長の判断で、いじめた児童に懲戒を与えたり、出席停止を命じたりすることを検討し、教育委員会と協議する。